

○沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

平成25年3月31日

規則第47号

改正 平成30年3月30日規則第33号

沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年沖縄県条例第82号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(従業者の配置の基準)

第3条 条例第5条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (2) 生活相談員 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 介護職員又は看護職員

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法(当該指定介護老人福祉施設において、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下この条において同じ。)で入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

- (ア) 入所者の数が30を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、1以上
- (イ) 入所者の数が30を超えて50を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、2以上
- (ウ) 入所者の数が50を超えて130を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、3以上
- (エ) 入所者の数が130を超える指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、3に入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(4) 栄養士 1以上

(5) 機能訓練指導員 1以上

(6) 介護支援専門員 1以上(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)

2 前項の入所者の数は、前年度の平均数を用いるものとする。ただし、新規に指定介護老人福祉施設の指定を受ける場合においては、推定数によるものとする。

3 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(条例第52条第2項の規定により配置される看護職員に限る。)又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定地域密着型サービス基準第167条第2項の規定により配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第2号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。

- 5 第1項第3号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第1項第5号の機能訓練指導員は、入所者が日常生活を営む上で必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。
- 7 第1項第5号の機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
- 8 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
- 9 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の員数は、当該指定介護老人福祉施設がサテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。）である指定介護老人福祉施設の場合において、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かないときは、当該指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

一部改正〔平成30年規則33号〕

（設備の基準）

第4条 条例第6条第1項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
- (2) 浴室 要介護者の入浴に適したものとすること。
- (3) 洗面設備 居室のある各階に設け、要介護者の使用に適したものとすること。
- (4) 便所
 - ア 居室のある各階に居室に近接して設けること。
 - イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者の使用に適したものとすること。
- (5) 医務室
 - ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。
 - イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるとともに、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
- (6) 食堂及び機能訓練室
 - ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
 - イ 必要な備品を備えること。
- (7) 廊下 廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下（廊下の両側に居室、静養室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。以下同じ。）においては、2.7メートル以上）とすること。
- (8) その他 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

（電磁的方法による手続）

第5条 条例第7条ただし書に規定する規則で定める場合は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合とする。

2 条例第7条ただし書に規定する規則で定める方法は、電子情報処理組織（指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）であって次に掲げる方法により提供する方法とする。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げる方法
 - ア 電磁的記録を指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電磁的記録を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該電磁的記録を記録する方法

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに電磁的記録を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、第2項の方法による提供をしようとするときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を示し、当該方法による提供について、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護老人福祉施設が使用する方法

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の承諾を得た指定介護老人福祉施設は、当該承諾を得た後であっても、当該入所申込者又はその家族から、文書又は電磁的方法により、第2項の方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、条例第7条の重要事項を文書を交付する方法により明示しなければならない。

一部改正〔平成30年規則33号〕

(利用料等の内容)

第6条 条例第14条第3項に規定する規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。この場合において、第1号から第4号までに定める費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）によるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年厚生省告示第123号）により入所者が選定する特別な居室の提供に伴い必要となる費用

(4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等により入所者が選定する特別な食事の提供に伴い必要となる費用

(5) 理美容に要する費用

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスとして提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第14条第4項に規定する規則で定める費用は、前項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(身体的拘束等の適正化)

第6条の2 条例第16条第6項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

追加〔平成30年規則33号〕

(モニタリング等)

第7条 条例第17条第9項に規定する実施状況の把握（第2号において「モニタリング」という。）

は、同条第10項の規定により、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 定期的に入所者に面接すること。
 - (2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。
- 2 条例第17条第11項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- (1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
 - (2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

一部改正〔平成30年規則33号〕
(管理者の兼務)

第8条 条例第26条ただし書に規定する規則で定める職務は、当該指定介護老人福祉施設と同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務とする。
(計画担当介護支援専門員の業務)

第9条 条例第28条の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。
- (3) その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。
- (4) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- (5) 条例第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- (6) 条例第39条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。
- (7) 条例第41条第2項に規定する事故の状況及び処置について記録すること。

(衛生管理等)

第10条 条例第33条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に十分に周知すること。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成18年厚生労働省令告示第268号)に沿った対応を行うこと。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第11条 条例第41条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法その他必要な事項が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が適切に報告され、かつ、当該事実の分析による改善策を、従業者に十分に周知することができる体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(記録の整備)

第12条 条例第43条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 条例第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第25条に規定する市町村への通知に係る記録

- (5) 条例第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 条例第41条第2項に規定する事故の状況及び処置についての記録
(ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準)

第13条 条例第46条第1項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) ユニット（居室を除く。）

ア 共同生活室

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

イ 洗面設備 各居室又は各共同生活室に適当数設け、要介護者の使用に適したものとすること。

ウ 便所

(ア) 各居室又は各共同生活室に適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者の使用に適したものとすること。

- (2) 浴室 要介護者の入浴に適したものとすること。

- (3) 医務室

ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるとともに、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

- (4) 廊下 廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下においては、2.7メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下においては、1.8メートル以上）とすることができる。

- (5) その他 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(ユニット型指定介護老人福祉施設の身体的拘束等の適正化)

第13条の2 条例第47条第8項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

追加〔平成30年規則33号〕

(勤務体制の確保等)

第14条 条例第52条第2項の規則で定める従業者の配置は、次に掲げる配置とする。

- (1) 昼間は、各ユニットに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜は、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (3) 各ユニットに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(準用)

第15条 第5条、第6条及び7条から第12条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第5条第1項及び第2項中「条例第7条ただし書」とあるのは「条例第54条において準用する条例第7条ただし書」と、同条第5項中「条例第7条」とあるのは「条例第54条において準用する条例第7条」と、第6条第1項中「条例第14条第3項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第14条第3項」と、同条第2項中「条例第14条第4項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第14条第4項」と、第7条第1項中「条例第17条第9項」とあるのは、「条例第54条において準用する条例第17条第9項」と、「同条第10項」とあるのは、「条例第54条において準用する条例第17条第10項」と、同条第2項中「条例第17条第11項」とあるのは、「条例第54条において準用する条例第17条第11項」と、第8条中「条例第26条ただし書」とあるのは

は、「条例第54条において準用する条例第26条ただし書」と、第9条中「条例第28条」とあるのは「条例第54条において準用する条例第28条」と、同条第5号中「条例第16条第5項」とあるのは「条例第47条第7項」と、同条第6号中「条例第39条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第39条第2項」と、同条第7号中「条例第41条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第41条第2項」と、第10条中「条例第33条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第33条第2項」と、第11条中「条例第41条第1項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第41条第1項」と、第12条中「条例第43条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第43条第2項」と、同条第2号中「条例第13条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第13条第2項」と、同条第3号中「条例第16条第5項」とあるのは、「条例第54条において準用する条例第16条第5項」と、同条第4号中「条例第25条」とあるのは「条例第54条において準用する条例第25条」と、同条第5号中「条例第39条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第39条第2項」と、同条第6号中「条例第41条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第41条第2項」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成30年規則33号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成12年4月1日前から引き続き存する特別養護老人ホームの建物については、第4条第6号ア(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)の規定は、当分の間適用しない。
- 3 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第4条第6号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

一部改正〔平成30年規則33号〕

- 4 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第4条第6号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかによるものとする。
 - (1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
 - (2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

一部改正〔平成30年規則33号〕

- 5 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しく

は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における第4条第7号及び第13条第4号の規定の適用については、第4条第7号中「1.8メートル以上（中廊下（廊下の両側に居室、静養室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。以下同じ。）においては、2.7メートル以上）」とあるのは「1.2メートル以上（中廊下においては、1.6メートル以上）」と、第13条第4号中「1.8メートル以上（中廊下においては、2.7メートル以上）」とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下においては、1.8メートル以上）」とあるのは「1.2メートル以上（中廊下においては、1.6メートル以上）」とする。

一部改正〔平成30年規則33号〕

- 6 当分の間、第6条第1項第1号中「食費の基準費用額（同条第4項）とあるのは「食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第13条第5項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）においては、同項第1号に規定する食費の特定基準費用額）（法第51条の3第4項）」と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額）」と、第6条第1項第2号（第15条において準用する場合を含む。）中「居住費の基準費用額（同条第4項）とあるのは「居住費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者においては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定基準費用額）（法第51条の3第4項）」と、「居住費の負担限度額」とあるのは「居住費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者においては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額）」とする。

（一部ユニット型指定介護老人福祉施設に係る経過措置）

- 7 条例附則第5項に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設については、平成23年9月1日以後最初の指定の更新までの間は、次項及び第9項の規定によることができる。
- 8 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の設備は、ユニット部分にあつては第13条に、それ以外の部分にあつては第4条に定めるところによる。
- 9 第5条から第12条までの規定は一部ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第12条第2号中「条例第13条第2項」とあるのは「条例附則第15項において準用する条例第13条第2項」と、第9条第5号中「条例第16条第5項」とあるのは「条例附則第8項に規定される条例第16条第5項」と、第12条第4号中「条例第25条」とあるのは「条例附則第15項において準用する条例第25条」と、第9条第6号及び第12条第5号中「第39条第2項」とあるのは「条例附則第15項において準用する条例第39条第2項」と、第9条第7号及び第12条第6号中「条例第41条第2項」とあるのは「条例附則第15項において準用する第41条第2項」と読み替えるものとする。

附 則（平成30年3月30日規則第33号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。